

甲府市インターンシップ支援助成金交付要綱

令和3年4月27日

産 第 1 号

(趣旨)

第1 この要綱は、市内の事業者等による積極的なインターンシップの受け入れ及び県外に居住する学生のインターンシップ参加を促進することにより、産業人材の育成及び学生等の市内就職を図るため、事業者等に対するインターンシップ受入助成金(以下「受入助成金」という。)及び県外に居住する学生に対するインターンシップ交通費助成金(以下「交通費助成金」という。)を交付することについて、甲府市補助金等交付規則(昭和38年11月規則第50号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内事業所 次のいずれかに該当する者が事業を行うために市内に設けた本社、主たる事業所又は工場等をいう。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者。ただし、「みなし大企業」とされる次の者を除く。

1. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業(法第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者以外の会社。以下同じ。)が所有している者
2. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合及び企業組合。

ウ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉法人。

エ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所を運営する医療法人又は個人。

オ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校)又は専修学校を運営する学校法人。

カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1項に規定する一般社団法人及び一般財団法人。

キ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人。

ク 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非

営利活動法人。

ケ 森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合及び生産森林組合。

コ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農事組合法人。

サ その他市長が認める者。

(2) 学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の規定による専修学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条の規定による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校若しくは職業能力開発校に在籍する者及び一般求職者をいう。

(3) インターンシップ 学生等を対象に市内の事業者等が一定期間実施する就業体験をいう。ただし、各種免許・資格等の取得に必須となる実習（福祉、医療施設、教育現場等における実習等）及び中学校学習指導要領に基づく中学生の職場体験学習を除く。

(4) 受入事業者 市内事業所において、インターンシップを実施する事業者をいう。

(5) 県外に居住する学生 山梨県外に居住する者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の規定による専修学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条の規定による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校若しくは職業能力開発校に在籍する者をいう。

(受入助成金の対象者)

第3 受入助成金の交付を受けることができる者は、受入事業者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内事業所に常時使用する従業員を2名以上雇用していること。

(2) 申請時において市税に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は交付対象としない。

(1) 宗教上の組織、団体又は政治団体

(2) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者（当該者から委託を受け同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする者

(受入助成金の額)

第4 インターンシップにより学生等を受け入れた受入事業者に対する助成金の額は、1日あたり10,000円とし、年間50,000円を上限とする。

2 前項の場合において、インターンシップの実施時間は1日当たり6時間以上とする。

ただし、休憩時間はインターンシップの実施時間を含めない。

3 前項の規定にかかわらず、1日6時間に満たないインターンシップを実施する場合については、実施期間における実施時間の合計を6時間で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をもって実施日数とする。

4 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる要件をすべて満たす受入事業者に対する助成金の額は、第1項の規定により算定した額に50,000円を加算した額とする。この場合において、同一年度内における1事業者あたりの助成金の限度額は、100,000円とする。

- (1) インターンシップ実施時間が休憩時間を除き1日6時間以上であること。
- (2) 同一の学生等に対するインターンシップ実施日数が5日間以上であること。
- (3) 同一年度内において合計5人以上の学生等を受け入れたこと。

5 第1項及び第4項の助成金は、予算の範囲以内とする。

(受入助成金の申請等)

第5 助成金の交付を受けようとする者は、インターンシップ実施後に甲府市インターンシップ受入助成金交付申請書兼事業実施報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に事業所を有することを証する書類の写し（法人にあっては、法人市民税確定申告書又は法人市民税納税証明書、市税等に未納のない証明書、登記事項証明書等、個人事業主にあっては、所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書若しくは開業届書等）
- (2) 誓約書（別紙1）
- (3) インターンシップ実施報告書（別紙2）
- (4) 市税等に未納のない証明書
- (5) 甲府市以外の行政機関等からインターンシップに係る助成又は補助を受けるとき又は受けたときは、それを確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交通費助成金の対象者)

第6 交通費助成金の交付を受けることができる者は、県外に居住する学生であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 山梨県外に居住実態があること。
- (2) 市内事業所において休憩時間を除き1日6時間以上かつ5日間以上のインターンシップに参加した者。
- (3) 受入事業者からインターンシップ参加証明書（別紙3）の発行を受けていること。
- (4) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(交通費助成金の額)

第7 県外に居住する学生に対する助成金の額は、1回あたり10,000円とする。

2 助成金の交付は、同一年度内において県外に居住する学生1人につき1回限りとする。

3 第1項の助成金は、予算の範囲以内とする。

(交通費助成金の申請等)

第8 助成金の交付を受けようとする者は、インターシップ参加後に甲府市インターシップ交通費助成金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) インターシップ参加証明書(別紙3)

(2) 申請者の口座情報が分かるものの写し

(3) 学生証または在学証明書の写し

(4) 山梨県外に居住していることが確認できる次の書類のうち1点の写し

ア マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民票の写し等の公的証明書

イ 学生証または在学証明書(居所の記載のあるもの)

ウ アパート等の賃貸借契約書

エ 直近の公共料金請求書

オ 申請者あてに居所に届いた郵便物等

(交付の決定及び額の確定等)

第9 市長は、第5または第8の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を甲府市インターシップ支援助成金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第10 市長は、助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取消すこととし、甲府市インターシップ支援助成金交付決定取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるときは、甲府市インターシップ支援助成金返還命令書(第5号様式)により行うものとする。

(検査等)

第11 市長は、助成事業の執行に関して必要があると認めるときは、申請者に対して助成事業に関する必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年6月1日以降にインターンシップにより学生を受け入れた場合に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

